

児童福祉法施行細則及び社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十八号

児童福祉法施行細則及び社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する

規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条の六 (略) (登録一時保護委託者) 第七条の七 法第三十四条の二十二第一項の規定による申請は、別記様式第九号の十八によつて、事業開始予定日までになければならない。 2 法第三十四条の二十三の規定による届出は、別記様式第九号の十九によつて、変更の日の二週間前までにしなければならぬ。 3 省令第三十六条の五十一の規定による消除の申出は、別記様式第九号の二十によつて、消除する日までになければならない。	第七条の六 (略)

別表備考3(1)中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

別記様式第九号の十七の次に次の三様式を加える。

様式第9号の18（第7条の7関係）

一時保護委託者登録申請書

番 号
年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり一時保護委託者としての登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一時保護を行う施設の名称	
所在地	
利用定員	
当該施設の管理者の氏名	
職員の定数	
職務の内容	
主な職員の氏名及び経歴	
氏名	経歴

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

添付書類

- 1 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- 2 登録一時保護委託者の内部規程（入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項を定めたもの）
- 3 一時保護を行う施設の位置図、平面図及び立面図
- 4 職員が児童福祉法第34条の22第4項の各号のいずれにも該当しないことの宣誓書及び職員の本籍地を記載した住民票

様式第9号の19（第7条の7関係）

一時保護委託者登録事項変更届出書

番 号
年 月 日

広島県知事様

登録者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり登録事項を変更したので、届け出ます。

- 1 一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 2 一時保護委託者登録年月日
- 3 変更事項の内容

変更後	変更前

- 4 変更理由
- 5 変更年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 9 号の20（第 7 条の 7 関係）

一時保護委託者登録消除申出書

番 号
年 月 日

広島県知事様

登録者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり登録を消除したいので、申し出ます。

- 1 一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 2 一時保護委託者登録年月日
- 3 消除の期日
- 4 消除理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第二条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第一備考6」を「別表第一備考5」に改める。

別表第一Aの項中「被保護世帯」を「被保護世帯(単給世帯を含む。)」に改め、「(単給を含む。)」を削ぎ、同表Cの項中「及びB階層」を削ぎ、「市町村民税所得割非課税(均等割の額のみ課税)世帯」を「市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)」に改め、同表D1からD15までの項中「、B階層」を削ぎ、「区分が次の額である世帯」を「額の区分が次の区分に該当する世帯」に改め、同表備考1中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改め、同表備考4を削ぎ、同表備考5を同表備考4とし、同表備考9を同表備考5とする。

別表第二Aの項中「被保護世帯」を「被保護世帯(単給世帯を含む。)」に改め、「(単給を含む。)」を削ぎ、同表Cの項中「及びB階層」を削ぎ、「市町村民税所得割非課税(均等割の額のみ課税)世帯」を「市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)」に改め、同表D1からD15までの項中「、B階層」を削ぎ、「区分が次の額である世帯」を「額の区分が次の区分に該当する世帯」に改め、同表備考2(1)中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改め、同表備考2(1)を削ぐ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。